

規制の事前評価書

法令案の名称：家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する等の政令案

規制の名称：① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務の除外

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の追加

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：農林水産省消費・安全局動物衛生課

評価実施時期：令和8（2026）年5月

1 規制の必要性・有効性

最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況を踏まえ、国内防疫体制の強化のため、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）において、ランピースキン病を家畜伝染病に追加するとともに、飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とする特例等を措置したところ。これに伴い、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「政令」という。）に水牛をランピースキン病の対象家畜として追加するとともに、飼養衛生管理者が特例として使用可能な動物用生物学的製剤に豚熱予防液を指定する等の措置を講ずる。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

①ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

改正法の成立により、牛のランピースキン病が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の家畜伝染病に追加された。これに伴い、水牛を、ランピースキン病の対象家畜として政令に追加する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

①ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

我が国におけるランピースキン病は、令和6年11月に初めて発生が確認された。その後の防疫対策により令和7年1月に一旦終息したものの、世界的な流行の継続に加え、令和6年に我が国に侵入したウイルス株は従来株よりも伝播力が高いと考えられる。同病が再度発生した場合に殺処分命令やワクチン接種等のまん延防止措置を講じられるよう、法の家畜伝染病に牛等のランピースキン病を追加するとともに、その対象家畜として牛を規定したところ。

政令では、各疾病の対象家畜として、牛のような基幹家畜とまではいえないが、我が国の畜産業において一定程度定着している家畜を規定している。水牛についても、ランピースキン病の感受性が牛と共通しており、我が国の畜産業において一定程度定着していることから、本病の対象家畜とする必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

政令第1条の表に、伝染性疾病としてランピースキン病を、その対象家畜として水牛を追加する。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務の除外

ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務について、除外規定を設ける。

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の指定

改正法案により、動物用生物学的製剤の使用（ワクチン接種）について、一定の研修を受けることなどを条件に獣医師法（昭和24年法律第186号）の特例を置き、当分の間、獣医師でない飼養衛生管理者が動物用生物学的製剤の使用を可能とすることに伴い、特例として使用できる動物用生物学的製剤に豚熱予防液（豚熱のワクチン）を指定する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務の除外

法第21条において、家畜伝染病の患畜及び疑似患畜の死体は、焼却又は埋却しなければならないとされている。しかし、家畜防疫員の指示に従い、防疫上安全な処理がなされ得ると判断されるそれらの死体の一部分を化製処理する場合には、焼埋却を要しないとされ、政令で当該義務の除外対象となる疾病を定めている。

ランピースキン病の死体の一部についても、他の疾病と同様に、家畜防疫員の指示に従い、防疫上安全な処理がなされ得ると判断される場合には、化製処理をすることでまん延防止措置が図られることから、それらの死体すべての焼埋却を義務付ける必要性は低い。

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の指定

豚熱予防液（豚熱のワクチン）については、野生いのししにおける感染地域の拡大等に伴って、接種地域が順次拡大するとともに、農場の大規模化が進み接種頭数が増加する中で、獣医師のみによるワクチン接種だけでは、ワクチンの接種者が不足し、計画的なワクチン接種に支障が生じるおそれがある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務の除外

政令第6条に規定する死体の焼却等の義務の除外について、ランピースキン病を追加する。

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の指定

獣医師法第17条の特例として使用できる動物用生物学的製剤について、豚熱予防液を指定する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 別の規制手段として、政令を延長し家畜伝染病に準じた対応をとることが考えられるが、改正法で牛を追加することにあわせて水牛についても恒久的に発生予防・まん延防止措置を行う必要があることから、政令を改正し家畜伝染病に位置付ける。

<その他の非規制手段の検討状況>

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 改正法の事前評価において、ランピースキン病を家畜伝染病に位置付けるに当たり、非規制手段として、行政指導による対応も検討したが、行政指導では、家畜の所有者による自主とう汰やワクチン接種等のまん延防止の取組に温度差が生じ、全国的な当該疾病のまん延防止措置を十分にとることができないおそれがあることから、規制手段の採用が妥当であるとの結論に至った。
- ・ 水牛についても、牛と同様にランピースキン病に感染する可能性があり、ひとたび水牛で当該疾病がまん延すれば基幹家畜である牛にも感染がひろがるおそれがあることから、水牛についても規制手段の採用が妥当である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

- ・ 当該規制の実現により、水牛についても恒久的にランピースキン病の発生予防・まん延防止措置が行われることとなり、ひいては畜産振興に資する。
- ・ また、当該規制を措置せずにランピースキン病が牛及び水牛で発生、まん延した際には、生産性への悪影響や、疾病感染中の乳肉の出荷ができないことによる経営への影響につながるおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、当該疾病の発生件数等により把握する。
- ・ なお、当該疾病は令和6年から令和7年までに22事例発生し、令和7年2月以降新たな発生は確認されていない。

【緩和・廃止】

② ランピースキン病の患畜及び疑似患畜の死体の焼却等の義務の除外

- ・ 当該規制の緩和により、焼却又は埋却に加え、家畜防疫員の指示に従い、防疫上安全な処理がなされ得ると判断される場合に化製処理することが可能となり、速やかに防疫措置を行うことができ、当該疾病のまん延防止、ひいては畜産振興に資する。

- ・ また、当該規制を措置せずにランピースキン病がまん延した際には、畜産業に影響を及ぼすおそれがある。
- ・ 当該規制による効果については、死体の焼却等防疫措置の遅延に起因する続発件数により把握する。

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の指定

獣医師法の特例を設け、一定の研修を受けた飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とすることにより、ワクチンの接種者が新たに 5,000 人程度増加することが見込まれる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

- ・ 当該規制の実施に当たり、家畜の所有者において生ずる費用の増加額（法第 17 条、第 21 条等に基づく措置により生ずる費用の増加額）については、発生の有無や地域、当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までにランピースキン病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

<行政費用>

① ランピースキン病の対象家畜への水牛の追加

- ・ 当該規制の実施に当たり、都道府県等において生ずる費用の増加額（法第 21 条等に基づく措置により生ずる費用の増加額）については、発生の有無や地域、当該地域周辺の農場における家畜の飼養頭数、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現時点で試算することは困難。事後評価までに当該疾病が発生した場合には、これらの増加額等について把握していく。

<その他の負担>

無し

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

無し

<行政費用>

③ 獣医師法の特例として使用可能な動物用生物学的製剤への豚熱予防液の指定

- ・ 飼養衛生管理者に豚熱ワクチンを接種させるため、都道府県による研修（1 日程度の研修を、都道府県ごとに年 1 回程度開催）及び登録事務（1 件当たり 20 分程度）が想定される。
- ・ なお、5,000 人程度の飼養衛生管理者によるワクチン接種が新たに行われることが想定され、家畜防疫員の負担軽減が見込まれる。

<その他の負担>

無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

特になし

<関連する会合の名称、開催日>

- ・食料・農業・農村政策審議会 第76回家畜衛生部会 (令和7年12月11日)
- 同 第78回家畜衛生部会 (令和8年3月27日)

※ 上記の審議会の委員には利害関係者が含まれている。

<関連する会合の議事録の公表>

[第76回家畜衛生部会：農林水産省](#)

[第78回家畜衛生部会：農林水産省](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

<見直し条項がある法令案>

<上記以外の法令案>

追加の背景となる法の改正の事後評価を令和13年に実施することとしていることから、同様に令和13年に実施することとする。